

環境アセスメント

Q 1 . 環境アセスメント（環境影響評価）とは？

A 1

環境アセスメントとは、道路や空港建設あるいはダム開発といった開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。開発事業による環境への悪影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業により得られる利益や事業の採算性だけではなく、環境の保全についてもあらかじめ配慮していくことが重要となります。

島根県環境影響評価制度 <http://www.pref.shimane.jp/section/kankyo/asses/>

Q 2 . 環境アセスメントの対象となる事業は？

A 2

国においては、環境影響評価法を制定し、平成11年から施行しています。この環境影響評価法によれば、環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業であり、このうち規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる大きさの事業を「第2種事業」として定め、手続きを行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続きを行うべきと判断されたものが、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続きを行うこととなります。

また環境影響評価法とは別に、島根県では「島根県環境影響評価条例」（平成12年施行）を定め、法で対象とされない事業（都市公園の造成、下水処理施設の建設等）や、法で規定される規模要件以下の事業についても、手続き対象事業としています。

しかしながら、一つの事業について、法と条例による手続きが重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となるため、法においては条例との関係についての規定を置き、手続きが重複したり、法の手続きの進行が妨げられることのないように配慮しています。

法および県条例の対象事業一覧表

環境影響評価法等の対象事業及び対象事業規模一覧表

環境影響評価法(平成9年6月制定)			島根県環境影響評価条例(平成11年10月制定)		
事業区分	対象事業規模		事業区分	対象事業規模	
	第1種事業	第2種事業			
道 路	・高速自動車国道	新設、改築			
	・首都高速道路等	4車線以上			
	・一般国道	4車線10km以上	4車線7.5km以上10km未満	一般国道	4車線5km以上
	大規模林道	2車線20km以上	2車線15km以上20km未満	県道、市町村道	4車線5km以上
河 川	・ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	ダム	貯水面積50ha以上
	・堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	堰	湛水面積50ha以上
	・湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積50ha以上
	・放水路	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	放水路	改変面積50ha以上
鉄 道	・新幹線鉄道(規格新線含む)	建設、改良			
	普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満	普通鉄道	5km以上
	軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上10km未満	軌道(普通鉄道相当)	5km以上
・飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	飛行場	滑走路長1,250m以上	
発 電 所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上3万kw未満	水力発電所	出力1.5万kw以上
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上15万kw未満	火力発電所(地熱以外)	出力7.5万kw以上
	火力発電所(地熱)	出力1万kw以上	7,500kw以上1万kw未満	火力発電所(地熱)	出力0.5万kw以上
	原子力発電所	設置の工事			
・廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満	・廃棄物最終処分場	15ha以上	
・公有水面の埋立及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	公有水面の埋立又は干拓	25ha以上	
・土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	土地区画整理事業	50ha以上	
・新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満			
・工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	工業団地造成事業	50ha以上	
・新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満			
・流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	流通業務団地造成事業	50ha以上	
・宅地造成事業(「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる) 「環境事業団、住宅・都市整備公園、地域振興整備公園」	100ha以上	75ha以上100ha未満	宅地造成事業(「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる) 「環境事業団、住宅・都市整備公園、地域振興整備公園」	50ha以上	
港湾計画	埋立・掘込み面積300ha以上				
/			レ クリ エ ー シ ョ ン	・ゴルフ場の造成	50ha以上又は9ホール以上
			・スキー場の造成	50ha以上	
			・レクリエーション施設用地の造成 (運動・レジャー施設)	50ha以上	
			・都市公園の造成	50ha以上	
			・土石の採取の事業	50ha以上	
			・廃棄物処理施設の設置	100t/日以上のゴミ処理施設	
				100kl/日以上の屎尿処理施設	
				100t/日以上の産業廃棄物処理施設(焼却施設に限る)	
			工場又は事業場の設置	平均的な排水量1万m ³ /日以上又は最大排出ガス量4万Nm ³ /h以上	
			下水道終末処理場の設置	計画処理人口5万人以上	
複合事業	50ha以上				
その他					

- (注) 1 対象事業規模欄の数値等が赤字となっている事業は、県要綱もしくは閣議アセスの対象事業から引き続き条例対象事業等となったもの
 2 事業区分欄の事業名に がしてある事業は、法改正等により新たに追加になった事業を示す
 3 環境影響評価法欄内の黒太字は、閣議アセスの対象事業と比較して新たに対象事業となったもの
 4 島根県環境影響評価条例欄内の黒太字は、県要綱の対象事業と比較して新たに対象事業となったもの
 5 「第1種事業」は必ず環境影響評価を行う事業、「第2種事業」は環境影響評価を行うかどうかを個別に判断する事業
 6 条例対象事業は、法対象事業を除く。

Q 3 . 環境アセスメントの手続きフローは？

A 3

環境アセスメントは、対象事業が周辺の自然環境、地域生活環境などに与える影響について、一般の方々や地域の特性をよく知っている住民の方々、各種関係機関などの意見を取り入れながら、事業者自らが、調査・予測・評価を実施するもので、おおよそ次のように進めていきます。

方法書の作成

方法書とはどのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもので、環境アセスメントの設計書にあたる。方法書は公告縦覧され、内容について意見のある人は誰でも環境保全の見地からの意見を意見書の提出により述べるができる。

調査・予測・評価の実施

事業者は、方法書に従って、調査・予測・評価を行う。検討する項目は、大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭）、水環境（水質、底質、地下水）、土壌環境（地形・地質、地盤、土壌）、動物、植物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等が基本となるが必要に応じて、ここに示した項目以外についても環境アセスメントの対象項目とする場合がある。

準備書の作成

準備書とは、調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものである。また、内容も詳細かつ大部分にわたることから、準備書の手続き段階において、事業者は一般の方々などにその内容の周知を図るための説明会を開催することとなっている。方法書と同様に準備書の内容についても、意見のある人は誰でも環境保全の見地からの意見を意見書の提出により述べることができる。

また事業者は、提出された意見の概要と意見に対する見解を都道府県と市町村に送付し、都道府県知事は、市町村長の意見を聴いた上で、一般の方々などから提出された意見に配慮して事業者に意見を述べる。

評価書の作成

評価書とは、事業者が準備書に対する住民、都道府県知事からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直したものである。作成された評価書は、事業の許認可を行う者（例えば、道路であれば国土交通大臣等）と環境大臣（県条例に基づく場合は除く）に送付され、事業の許認可を行う者は、環境大臣の意見を踏まえて環境の保全の見地から事業者に意見を述べる。

事業者は意見の内容をよく検討し、必要に応じて評価書の内容を見直した最終的な評価書を作成し、都道府県知事、市町村長、事業の許認可を行う者に送付する。また評価書を地方公共団体の庁舎などで1ヶ月間、公告縦覧する。

事業への反映

評価書が確定し、公告・縦覧が終わると環境アセスメントの手続きは終了する。しかしこのような一連の手続きは、事業者が単に環境アセスメントを行うことが目的ではなく、環境アセスメントの結果が実際の事業計画に反映されることが重要である。

また、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等は、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するために事後調査を実施し、その結果については、今後の対応の方針も含め、公表することとされている。

Q 4 . 法律と県条例で、環境アセスメントの手続きや調査内容等に大きな違いはあるか。

A 4

事業の規模要件や、法に基づく第2種事業の判定（スクリーニング）により、該当法令決定後は、法において環境大臣の意見を求めることを除き、両者で手続きや調査内容等は、ほぼ同じです。

Q 5 . 評価書の公告後、事業内容を変更する場合の手続きは？

A 5

変更内容が、事業規模の縮小、施行令や施行規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、手続きの再実施を行う必要が生じます。

Q 6 . 事業が都市計画に定められる場合の手続きは？

A 6

都市計画決定権者が事業者に代わり、都市計画の手続きと併せて環境影響評価の手続きを行います。ただし都市計画決定権者は、事業者に対し、手続きを行うための資料提供等、必要な協力を求めることができます。

Q 1 . 島根県公共事業環境配慮指針とは何ですか？

A 1

島根県環境基本条例に基づいて策定した島根県環境基本計画の中で、県が実施する公共事業について環境配慮を推進するため、平成15年4月に策定されました。

また、指針の円滑な運用を図るため、公共事業に携わる担当者を対象として、具体的な事例等を多数掲載した解説書（島根県公共事業環境配慮指針の手引）を平成16年3月に発行しています。

島根県環境配慮指針 <http://www.pref.shimane.jp/section/kankyo/iso/koukyousisin.html>

Q 2 . 環境アセスメント（環境影響評価）との違いは？

A 2

これまで規模が大きく環境影響が著しい事業については、環境影響評価法（平成11年施行）、島根県環境影響評価条例（平成12年施行）に基づき、環境への配慮を行ってきました。しかしながら、これら環境影響評価に該当しない事業においても、県は率先して環境保全に取り組む責務を有しており、特に一定規模以上の公共事業（指針の別表1参照）においては、指針に基づき環境に十分配慮した取り組みを行っていくこととしております。

指針の別表1

Q 3 . 継続中の事業は対象となるのか？

A 3

平成15年4月1日以降に、調査・計画に着手する事業から適用します。

Q 4 . 本指針の対象とならない事業については、どのように取り組めばよいか？

A 4

本指針に準じて、出来る限り環境配慮に努めるものとします。

Q 5 . 取り組みに対する評価はどのように行うのか？

A 5

指針の対象事業を計画・実施する機関（以下「実施機関」という）は、調査・計画、設計、実施の各段階で、事前に事業別環境配慮指針に基づき、個別配慮事項を設定します。そして実施の各段階が完了したとき、実施機関は事前に作成した個別評価表に実施状況を記入し、本庁の事業担当課長へ提出します。事業担当課長は事業の種類毎に「環境配慮事業別評価一覧」及び「環境配慮事業別評価表」を作成し、その達成状況の評価を行います。

島根県公共事業環境配慮指针对象事業一覧表

NO	事業の種類	事業の内容	事業の内容の細区分	規模要件
1	道路	国道・県道・県代行道路	新設・改良・改築	計画区間4車線1km以上、又は2車線5km以上
		農道	新設・改良・改築	計画区間2車線5km以上
		林道	新設・改良・改築	計画区間5km以上
2	河川	河川整備・改修		延長1km以上
		ダム建設		全事業
3	海岸			延長0.5km以上
4	漁港			施設用地5000㎡以上
5	港湾			施設用地5000㎡以上
6	空港	空港	新設・拡張	全事業
7	埋立・干拓	公有水面埋立・干拓		全事業
8	農業・農村	ほ場整備		受益面積50ha以上
		かんがい排水		延長3km以上
		防災ダム		全事業
		ため池		湛水面積1ha以上
9	砂防・治山	砂防・ダム事業		堰堤高13.0m以上
		・流路工		全体計画延長1.5km以上
		治山・山腹		計画区域0.3ha以上
		・溪流(ダム)		堰堤高6.0m以上
		地すべり対策工 急傾斜地崩壊対策・雪崩対策		防止区域指定面積40ha以上 計画延長500m以上
10	公園	自然公園	新設・拡張	全事業
		農村公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
		森林公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
		都市公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
11	下水道			全事業
12	用地造成			計画区域10ha以上
13	電気	発電所建設		全事業
		風力開発		全事業
14	水道	水道・工業用水設備		管路延長5km以上
15	建築物等	建築物	新築・増築・改築	延べ床面積2,000㎡以上
			改修	発注事業費1億円以上
			解体	延べ床面積500㎡以上
		工作物・設備	新設・改修・解体	発注事業費1億円以上

*規模要件は全事業期間における事業規模とする